令和４年 10 月 14 日

所属長　各位

三木町長　伊藤　良春

令和５年度予算編成方針について

令和５年度の予算編成方針を次のとおり定めましたので、三木町予算規則第３条の規定に基づき通知します。

記

１　国の経済情勢

我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきた。この間、医療提供体制の強化やワクチン接種の加速などを促進するなかで、厳しい影響を受けた方々や事業者に対する支援を行うことにより、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきたが、本年２月に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う、原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰により、コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済は更なる打撃を受け、世界経済についても不確実性が大きく増している。

そのような状況の中、政府は「人への投資と分配」「科学技術・イノベーションへの投資」「スタートアップ（新規創業）への投資」「グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）への投資」「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）への投資」を柱とする「新しい資本主義」を実現することで、この難局を単に乗り越えるだけではなく、一層の力強い成長を目指すこととしている。

２　本町の財政状況

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において現在は健全性を確保しているところであるが、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大の波による地域経済活動の停滞による影響で財政収支が依然として見通せないうえ、今後もウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など、予断を許さない状況が続くと見込まれ、感染症対策や緊急支援対策など様々な支出が想定される。

その一方で超高齢社会の進行のため社会保障関係費である扶助費などの経常的経費が逓増しつつあることに加え、大型の普通建設事業が控えていることもあり、本町の財政運営はこれまで以上に厳しさを増していくものと考えられる。

３　予算編成の基本方針

本町を取り巻く内外の環境が、より一層厳しさ・不透明さを増していくなか、全ての施策をこれまで通りに実施することは困難であり、限られた行財政資源の選択と集中を押し進め、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底しなければならない。

そのため令和５年度の予算編成にあたり、以下５つの基本事項を示すこととする。

⑴新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通せず、今後も町民に対する感染症の影響を可能な限り低減するような施策を引き続き実施すること。

⑵「スクラップ・フォー・ビルド」の徹底

町が持つ行財政資源には限りがあることを自覚し、ポストコロナ時代の中・長期的な視点に立った施策のために、既存の事業についてゼロからの見直しを行うこと。

⑶行政デジタル化の推進

ＩＣＴ技術やＡＩの積極的導入により、デジタルデバイド（情報格差）を解消しながら全ての人にデジタルを活用した「早い・簡単・丁寧」な住民サービスを提供すること。

⑷カーボンニュートラルの実現

２０５０年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現を目指すために、町民や事業者と協働して地球温暖化対策に取り組むこと。

⑸一般財源の抑制・特定財源の確保

一般財源の支出が多額となる事業は、特に費用対効果を十分検討し、徹底した一般財源の抑制に努めつつ、国・県の動向を注視し特定財源の獲得にも努めること。

また、特定財源を伴わない経常経費については、令和４年度当初予算額の範囲内で要求すること。

これを受け、新年度の重点施策は、以下の５点とする。

〇学校給食施設及び認定こども園整備に係る事業
　並びに公共施設の長寿命化等の計画に係る事業
〇全世代の健康づくりの推進に資する活動の支援事業
〇地域公共交通網の整備に係る事業
〇災害に強い安全・安心のまちづくりに係る事業
〇カーボンニュートラルの推進に係る事業